



平成 26 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	株式会社インテージホールディングス
代表者名	代表取締役社長 宮首 賢治 (コード番号 4326 東証第一部)
問合せ先	執行役員財務IR担当 池谷 憲司
電話番号	03 - 5294 - 7411 (代表)

業績連動型のインセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の取締役及び執行役員を対象に新しい業績連動型のインセンティブ制度（以下、制度全体を「本制度」といいます。）を導入することに関する議案として「取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件」を平成 26 年 6 月 20 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみにより構成されていましたが、新たに導入される当社及び当社グループ会社（注1）の取締役及び執行役員（以下、「当社グループの取締役等」といいます。）を対象とするインセンティブ制度の導入及びその一環である取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入について、ご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記 2. の枠内で、取締役会の決議に一任をいただきたいと存じます。

本制度の導入は、当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本制度に基づく当社グループの取締役等に対する報酬につきましては、具体的には、平成 18 年 6 月 23 日開催の定時株主総会においてご承認頂きました基本報酬の限度額（年額 300 百万円以内）とは別枠で、新たに本制度の導入及びこれに基づき支給する報酬等の額及び内容についてご承認をお願いするものであります（なお、当社は平成 15 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止しております）。

なお、本制度は、当社グループの取締役等に対し導入することとしており、現時点において本制度の対象となる当社グループの取締役等の員数は 35 名（うち当社においては、社外取締役を除く取締役 5 名）となります。

（注）1 当社の国内子会社を指し、現時点は、株式会社インテージ、株式会社アスクレップ、株式会社インテージリサーチ、株式会社インテージ・アソシエイツ、株式会社アンテリオ、株式会社インテージテクノスフィア、株式会社プラメド、株式会社医療情報総合研究所及び株式会社アクセス・ジェーピーが該当いたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金員（その上限は下記（2）のとおりです。）を拠出し、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて業績達成度等に応じて当社グループの取締役等に当社株式を給付するインセンティブ制度です。

なお、当社グループの取締役等が株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です（なお、下記（4）のとおり、本制度の対象者のうち当社及び当社グループ会社の執行役員に対しては、原則として、年1回本制度に基づく株式の給付が行われます）。

(2) 当社が拠出する金員の額

当社は、平成27年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（平成31年度以降の制度継続につきましては、改めて株主総会に付議します。）を対象として本制度を導入し、当該期間に関して本制度に基づく当社グループの取締役等への給付を行うための株式の取得資金として2億1,768万7,500円を上限とする金員を拠出し、一定の受益者となる要件（以下、「受益者要件」といいます。）を満たす当社グループの取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、対象期間に本信託が取得する当社株式数の上限は、161,250株（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

(3) 当社グループの取締役等に給付される当社株式数の算定方法と上限

本制度に基づき当社グループの取締役等に給付される当社株式の数は、以下に定めるポイント数に従って定まります。当社グループの取締役等には、対象期間中の各事業年度における役位及び業績目標達成度に応じてポイントが付与されます。

当社グループの取締役等に付与されたポイントは、下記（4）の株式給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後、当社株式について株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

当社グループの取締役等に対して付与される年間のポイント数は、当社が定める株式給付規程に従って、以下の算定式で計算される年間付与基本ポイントに、当社の業績評価委員会による各対象者の所属会社の業績目標達成度の評価に基づく増減を行い決定されます。

なお、対象期間に当社グループの取締役等に付与されるポイント数の累計数の上限は、161,250ポイントとします。

(年間付与基本ポイントの算出方法)

各対象者の年間付与基本ポイント＝役位別基本ポイント(注2)×業績連動係数(注3)

(注)2 役位別基本ポイントは、各事業年度末時点での所属会社及び役職に基づき、200～1,000ポイントの間で決定されます。

3 業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益に対する達成率により0～1.5の範囲で決定されます。

(4) 当社グループの取締役等に対する株式給付

当社グループの取締役等が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

- ・当社及び当社グループ会社の取締役には、原則として、退任時に当社株式を給付します。
- ・当社及び当社グループ会社の執行役員には、原則として、毎年1回当社株式を給付します。

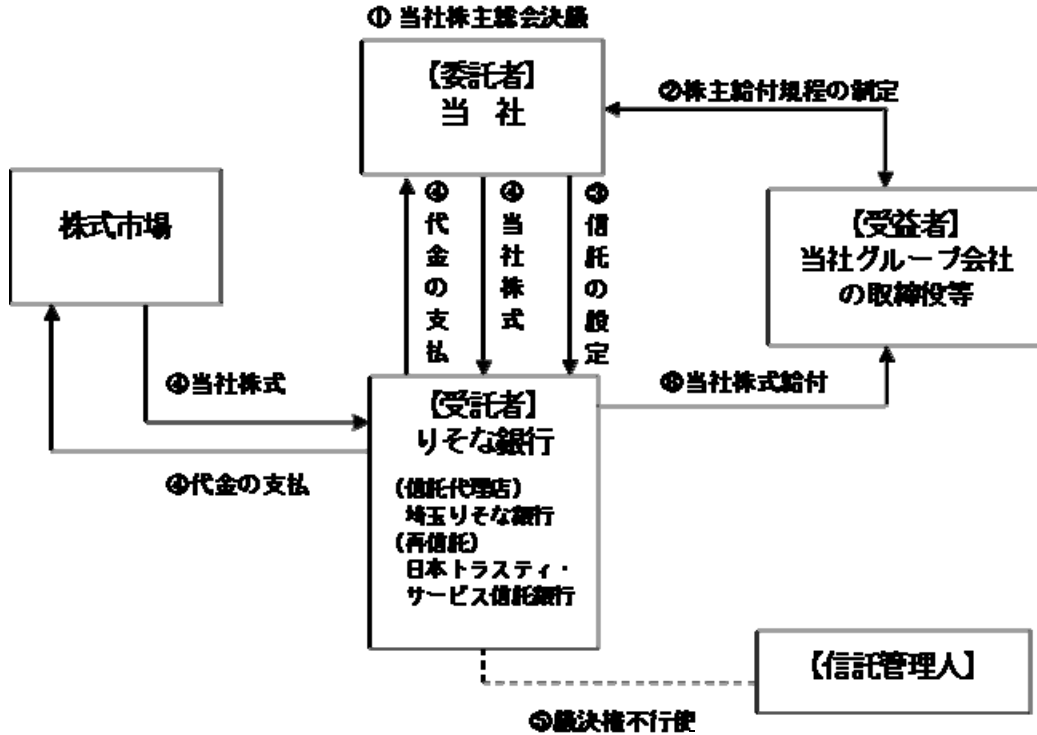
(5) 本信託内の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

以 上

【添付書類】

■当制度のフロー図



■本信託の概要

信託の名称	役員向け株式給付信託
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（指定運用）
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行
受益者	当社及び当社グループ会社の取締役・執行役員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託期間	平成26年8月31日（予定）から信託終了するまで
議決権行使	不行使
株式の取得方法	当社からの自己株式処分による取得又は株式市場からの取得